

(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の内容について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号) 第 15 条第 3 項の規定に基づき、(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業に係る事業契約の内容を公表します。

令和 2 年 12 月 22 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

記

1 公共施設等の名称及び立地

(仮称) 盛岡学校給食センター
盛岡市向中野字幅地内

2 選定事業者の商号又は名称

岩手県盛岡市上堂四丁目 11 番 8 号
株式会社盛岡スクールランチパートナーズ
代表取締役 善 田 高 志

3 公共施設等の整備等の内容

[(仮称) 盛岡学校給食センター整備運営事業 事業契約約款 (抄)]

(本事業の概要)

第 6 条 本事業は、次の各号に掲げる業務その他これらに付随し、関連する一切の業務により構成されるものとする。

- (1) 設計業務
 - ア 事前調査業務
 - イ 建築本体(建築本体、建築付帯設備等)に係る設計業務
 - ウ 厨房設備に係る設計業務
 - エ 工事開始までに必要な関連諸手続
- (2) 建設業務
 - ア 建設工事業務
 - イ 厨房設備の調達・設置業務
 - ウ 引渡業務
- (3) 工事監理業務
- (4) 各種物品調達等業務
 - ア 各種物品の調達・設置業務
 - イ 物品管理台帳等の作成業務
- (5) 学校配膳室の改修業務
- (6) 開業準備業務

- (7) 維持管理業務
 - ア 建築物保守管理業務
 - イ 建築設備保守管理業務
 - ウ 厨房設備保守管理業務
 - エ 施設物品保守管理等業務
 - オ 外構等保守管理業務
 - カ 清掃業務
 - キ 警備業務
- (8) 運營業務
 - ア 検収補助業務
 - イ 調理等業務
 - ウ 配送・回収業務
 - エ 洗浄・残菜等処理業務
 - オ 衛生管理業務
 - カ 運営物品等更新業務
 - キ 食育支援業務

2 本施設の名称は、市が定める権利を有するものとする。

4 契約期間

本契約締結日（令和2年12月22日）から令和20年3月31日まで

5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

[（仮称）盛岡学校給食センター整備運營業 事業契約約款（抄）]

（市の事由による解除）

第59条 市は、本事業の実施の必要がなくなったとき又は本施設の転用が必要となったと認めるときには、180日以上前に事業者へ通知の上、本契約の全部（一部は不可。ただし、市による完成確認が完了している部分は除く。以下同じ。）を解除することができる。

（事業者の債務不履行等による解除）

第60条 次の各号のいずれかに該当するときは、市は、特段の催告をすることなく、本契約の全部を解除することができる。

- (1) 事業者が、設計業務又は本件工事に着手すべき時期を過ぎてもそれらに着手せず、かつ、市が相当の期間を定めて催告しても、当該遅延につき事業者から市が満足する説明が得られないとき。ただし、事業者の責めに帰すべからざる事由による場合にあっては、この限りでない。
- (2) 供用開始予定日から30日が経過しても施設供用業務が着手されるべき本施設に係る施設供用業務の着手ができないとき、又は供用開始予定日から30日以内に施設供用業務に着手できる見込みがないことが明らかであるとき。ただし、事業者の責めに帰すべからざる事由による場合にあっては、この限りでない。

- (3) 事業者が、その破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始又は特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを決定したとき、又は第三者（事業者の取締役を含む。）によって当該申立てがなされたとき。
- (4) 事業者が、第52条に規定する業務報告書に著しい虚偽の記載をしたとき。
- (5) 事業者が、本契約上の義務に違反し、かつ、市が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該相当期間内にその違反が治癒されないとき。
- (6) 事業者の責めに帰すべき事由により、市により基本協定が解除されたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業者が本契約上の義務に違反し、その違反により本事業の目的を達することができないことが明らかであるとき。

2 市は、前項各号に定めるところのほか、第53条第1項に規定するモニタリングの結果、事業者が実施する施設供用業務の水準が業務サービス水準を満たさないと判断したときは、同条第2項の規定により、事業者に対してその是正を勧告し、又は別紙12（モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法）の定めるところに従い本契約の全部を解除することができる。

（市の債務不履行による解除等）

第61条 市が本契約上の義務に違反し、かつ事業者による通知の後30日以内に当該違反を改善しないときは、事業者は、本契約の全部を解除することができる。

2 市が本契約の定めるところに従って履行すべきサービス対価その他の金銭の支払を遅延したときは、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、法定率の割合で計算した額（1年を365日として日割計算とする。）を事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。

（法令の変更及び不可抗力）

第62条 事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、市に対して、速やかにその旨を通知するものとし、市及び事業者は、本契約及び要求水準書の変更並びに損害、損失及び費用の負担その他必要となる事項について、協議するものとする。

- (1) 法令の変更若しくは不可抗力により、損害、損失又は費用を被ったとき
- (2) 本契約及び業務サービス水準に従って本施設の整備ができなくなったとき若しくは施設供用業務の遂行ができなくなったとき
- (3) その他本事業の実施が不可能となったと認められるとき
- (4) 法令の変更若しくは不可抗力により、本契約及び業務サービス水準に従って本施設の整備又は本施設の施設供用業務を遂行するために追加的な費用が必要となったとき

2 法令変更又は不可抗力が生じた日から30日以内に前項の協議が調わないときは、市は、事業者に対して、当該法令変更又は不可抗力に対する対応を指図することができる。事業者は、当該指図に従い、本事業を継続するものとし、損害、損失又は費用の負担は、別紙8（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）及び別紙13（法令変更による費用の負担割合）に記載する負担割合によるものとする。

3 法令変更又は不可抗力が生じた日から30日以内に第1項に規定する協議が調わない場合において、事業者が前項に規定する指図に従わないときは、市は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 市は、第13条第4項第3号及び第4号、第31条第3項第3号及び第4号、第33条第1項第3

号及び第4号並びに第35条第3項の規定による市の損害、損失又は費用の負担が過大になると判断したときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

6 契約金額

金 8,521,352,900 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 771,792,377 円）

ただし、約款の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた額とする。

7 契約終了時の措置に関する事項

[（仮称）盛岡学校給食センター整備運営事業 事業契約約款（抄）]

（契約期間）

第58条 本契約の契約期間は、本契約成立の日から事業期間満了日までとする。ただし、この章の規定により契約が解除されたときは、本契約は、その時点において終了する。

- 2 事業者は、要求水準書の定めに従い、事業期間満了日において、本施設の全てが要求水準書で示した性能及び機能が発揮でき、著しい損傷がない状態で市へ引き継げるよう維持管理を行い、事業期間満了日時点において少なくともその後1年を経過するまで建築物、建築設備、厨房設備等の修繕・更新が必要とならない状態であることを基準として、事業期間満了日の概ね3年前より、事業者が本施設の明渡しの時点で確保すべき本施設の状態について市との間の協議に応じ、当該協議を経て市が決定した本施設の状態でもって事業期間満了日に本施設の明渡しを行うものとする。
- 3 前項の定めるところに従って事業者が本施設の明渡しの時点で確保すべき本施設の状態とするための修繕・更新を含め、維持管理期間中に行うべき各種の修繕（大規模修繕を除く）・更新（本契約の中途終了時における業務サービス水準未達については、全て維持管理期間中に行うべき修繕・更新があるものとみなされるものとする。）は、市の帰責事由及び不可抗力により必要となったものを除き、全て維持管理業務の範囲内のものとして事業者の責任と費用負担で実施されるものとする。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、事業期間満了時における経年による劣化については、事業者は、その修繕・更新の責めを免れるものとする。
- 4 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、第2項の定めるところに従って本施設の明渡しを行うに当たっては、市に対して、予防保全を踏まえた事業期間終了までの本事業における維持管理実績を踏まえ、想定される修繕・更新について、ライフサイクルコストの低減が可能となるよう、計画的な方法について、市の求めに応じて助言を行うほか、市が継続使用できるよう本施設の施設供用業務の遂行に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた施設供用業務に関する操作要領、申し送り事項その他の関係書類・記録を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行う。
- 5 市は、第2項の定めるところに従って本施設の明渡しを受けるに当たっては、要求水準書に基づき検査を実施する。当該検査により不適合と認められた場合は、事業者は、自己の責任と費用負担により不適合箇所を是正するべく速やかに対応するものとする。
- 6 事業者は、理由のいかんを問わず事業期間終了後1年を経過するまでの期間において、維持

管理企業をして、引継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を無償で実施せしめるものとし、市の要請があるときは、当該サポート業務に係る契約を市が合理的に定める様式及び内容で市との間で維持管理企業をして締結させるものとする。

(引渡日前の解除の効力)

第64条 引渡日前に第59条から第62条までの定めるところにより本契約が解除されたときは、本契約は将来に向かって終了するものとし、市及び事業者は、次の各号に掲げるところにより、本施設（出来形部分を含む。）を取り扱うものとする。

- (1) 第60条の規定により本契約が解除された場合において、市が当該解除後に本施設を利用するときは、市は、事業者の費用負担において、施設のうち市による完成確認が未了の部分を検査した上で、検査に合格した本施設の全部又は一部（以下「合格部分」という。）のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方を行うことができる。市が合格部分を買受け、又は整備に要した費用の対価の支払いをする場合において、市は、その対価の支払債務と、第66条第1項第1号及び同条第3項に定めるところの事業者に対する違約金支払請求権及び損害賠償請求権とを対当額で相殺することができるものとし、なお残額があるときは、支払時点までの利息（法定率の割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。）を付した上、一括払い又は分割払いにより事業者に対して支払うものとする。また、これにより市のその余の損害賠償請求は、妨げられない。また、既に市による完成確認が完了している本施設については、市は、事業者に対して、施設整備費相当額を別紙11（サービス対価の構成及び支払方法）に定めるところに従い支払うものとする。
- (2) 第59条又は第61条の規定により本契約が解除されたときは、市は、自己の費用負担において、施設のうち市による完成確認が未了の部分を検査した上で、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、若しくは引渡しを受け、若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い、又はその両方を行うものとする。この場合において、市は、事業者に対して、その対価及び第66条第4項に規定する損害賠償額の総額に支払時点までの利息（法定率の割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。）を付した上、一括払い又は分割払いにより支払う。なお、既に市による完成確認が完了している本施設については、市は、事業者に対して、施設整備費相当額を、別紙11（サービス対価の構成及び支払方法）に定めるところに従い支払うものとする。
- (3) 第62条の規定により本契約が解除されたときは、市は、自己の費用負担において、市による完成確認が未了の部分を検査した上で、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、若しくは引渡しを受け、若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い、又はその両方を行うものとする。この場合、市は、事業者に対し、その対価に支払時点までの利息（法定率の割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。）を付した上、一括払い又は分割払いにより支払う。なお、既に市による完成確認が完了している本施設については、市は、事業者に対して、施設整備費相当額を、別紙11（サービス対価の構成及び支払方法）に定めるところに従い支払うものとする。
- (4) 市は、必要と認めるときは、その理由を事前に事業者に対して通知した上、本施設を最小限度破壊して前3号に規定する検査をすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、引渡日前に本契約が解除された場合において、本件工事の進捗状況を考慮して、事業用地の部分的な更地化若しくは原状回復又はその両方が社会通念上合理的であると市が判断したときは、市は、事業者に対して、そのいずれかを請求することができるものとし、事業者は、これに従うものとする。この場合において、解除が第59条、第61条又は第62条の規定によるときは、市がその費用相当額及び第66条第4項に定めるところの損害賠償額並びにそれらの総額に付されるべき支払時点までの利息額（法定率の割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。）を負担するものとし、第60条に基づくときは、事業者がその費用相当額並びに第66条第1項第1号及び第3項に基づく支払額、並びにそれらの総額に付されるべき支払時点までの第81条に基づく遅延損害金を負担するものとする。ただし、事業者が正当な理由なく相当の期間内に係る更地化若しくは原状回復又はその両方を行わないときは、市は、事業者に代わりそのいずれかを行うことができるものとし、これに要した費用については、第60条による解除の場合は事業者がこれを負担し、市の求めるところに従って支払うものとする。この場合、事業者は、市の処分について異議を申し出ることができない。
- 3 本施設のうち施設供用業務が着手されている部分があるときは、当該施設供用業務の対象となっている本施設に関する限りにおいて、次条第2項及び第3項並びに第4項第3号後段の規定を準用する。

（引渡日後の解除の効力）

第65条 引渡日後に第59条から第62条までの規定により本契約が解除されたときは、本契約は、将来に向かって終了する。この場合において、市は、第37条の規定により引渡しを受けた本施設の所有権を引き続き所有するものとする。

- 2 前項の場合において、市は、本契約が解除された日から10日以内に本施設の現況を検査した上、本施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、事業者に対してその修補を求めることができる。事業者は、その費用負担において本施設の修補を実施するものとし、修補完了後、速やかに市に対してその旨を通知するものとする。
- 3 市は、前項に規定する修補完了の通知を受けてから10日以内に修補の完了検査を行うものとする。この場合において、事業者は、当該完了検査の終了後速やかに施設供用業務を市又は市の指定する者に引き継ぐものとし、市又は当該市の指定する者が、施設供用業務を引き継ぐために必要な一切の行為を行うものとする。
- 4 前項の規定により市が施設供用業務を引き継いだ後、市及び事業者は、次の各号に定めるところにより、サービス対価を取り扱うものとする。
 - (1) 本契約の解除が第60条の規定に基づくときは、市は、事業者に対し、未払いの施設整備費を、別紙11（サービス対価の構成及び支払方法）の定めるところに従い支払う。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により本施設が損傷しており、修繕を施しても利用が困難であると客観的に判断され、かつ、市の被る損害額が未払いの施設整備に係る対価を上回る場合には、市は、未払いの施設整備費の支払期限が到来したものとみなして、当該対価と損害額とを相殺することにより、未払いの施設整備費の支払義務を免れるものとし、当該相殺により市のその余の損害賠償の請求は、妨げられないものとする。
 - (2) 本契約の解除が第59条又は第61条の規定に基づくときは、市は、事業者に対し、未払いの施設整備費を別紙11（サービス対価の構成及び支払方法）の定めるところに従い支払うと

ともに、第66条第4項に定めるところの損害賠償額の総額及びそれに付すべき支払時点までの利息（法定率の割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。）を、一括払い又は分割払いにより事業者に対し支払うものとする。

(3) 本契約の解除が第62条の規定に基づくときは、市は、事業者に対し、未払いの施設整備費を、別紙11（サービス対価の構成及び支払方法）の定めるところに従い支払うものとする。この場合において、市は、事業者が施設供用業務を終了させるために要する費用を事業者に対して支払うものとする。

(4) 事由のいかんを問わず、本契約の解除日以後、市は、施設供用業務に係るサービス対価のうち未払いのものの支払義務を免れるものとし、本契約の解除日が属する支払対象期間に関する施設供用業務に係るサービス対価に関しては、実働ベースで精算及び支払いを行うものとする。

（損害賠償）

第66条 第60条第1項各号の規定により本契約が解除された場合、事業者は、次の各号に定める額を市の指定する期限までに支払うものとする。

(1) 引渡日前までに解除された場合

施設整備費（サービス対価A及びBの合計から割賦金利を差し引いた金額。本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10に相当する額

(2) 引渡日以降に解除された場合

解除日が属する事業年度及びその翌年度において支払われるべき施設供用業務の遂行に係る対価総額の100分の10に相当する額

2 前項第1号に規定する場合において、第8条の規定により市を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、市は、当該履行保証保険契約の保険金を受領し、これをもって違約金及び損害賠償に充当することができる。

3 第60条第1項各号に基づく解除に起因して市が被った損害額が本条第1項の違約金額を上回るときは、事業者は、その差額を市の請求するところに従って支払うものとする。

4 第59条又は第61条の規定により本契約が解除されたときは、市は、当該解除により事業者が被った損害額を、事業者の請求するところに従って支払うものとする。

（保全義務）

第67条 事業者は、解除の通知がなされた日から第64条第1項各号による引渡し又は第64条第3項若しくは第65条第3項による施設供用業務の引継ぎ完了のときまで、本施設（本施設の出来形部分を含む。）について、自らの責任及び費用において、最小限度の保全措置をとらなければならない。

（関係書類の引渡し等）

第68条 事業者は、第64条第1項第1号から第3号までに規定する引渡し又は第65条第3項に基づく施設供用業務の引継ぎの完了と同時に、市に対して、設計図書、完成図書（既に事業者が提出しているものを除き、本契約が本施設に係る施設供用の実施開始前に解除された場合は、図面等については事業者が既に作成を完了しているものに限る。）、その他本施設の整備及び本施設の修補に係る書類並びに本施設の施設供用業務の遂行に必要な書類の一切を引き渡すもの

とする。

- 2 市は、前項の規定に基づき提出を受けた図書等を本施設の整備又は施設供用のために、無償で自由に自ら使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）し、かつ第三者をして使用させることができるものとし、事業者は、市又は市の指定する第三者による当該図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとるものとする。

（所有権の移転）

第69条 事業者は、第64条第1項第1号から第3号までの規定により本施設又はその出来形の所有権を市に移転するときは、担保権その他の制限による負担のない完全な所有権を市に対して移転しなければならない。